

標準労務費等を活用した 新・標準見積書作成の ポイント

学習会の内容

- ✓ 労務費の算出根拠や著しく低い労務費基準の考え方について
- ✓ 労務費以外に内訳明示する必要経費の内容
- ✓ モデル現場・職種の「材料費等記載見積書(改訂版・標準見積書)」作成手順の説明



日 時 12/14(日) 13:30~15:30 終了予定

会 場 首都圏建設産業ユニオン本部
[4階大会議室]

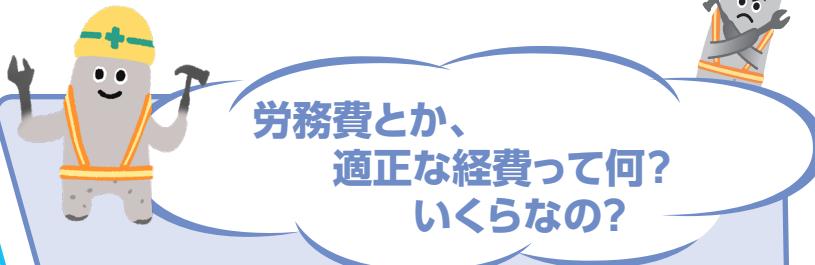
改正・第3次扱い手3法 2025年12月12日から全面施行

2025年12月12日に「改正・第3次扱い手3法」が全面施行されます。これにより、注文者(施主・元請・上位企業)は、受注者から提出された見積書の内容を十分に考慮する努力義務を負うことになり、通常必要と認められる費用を著しく下回る見積もりや変更の依頼は、禁止されることとなりました。

一方、受注者(すべての下請事業者や一人親方、施主に対する元請)も、「材料費等記載見積書(以下、改訂版・標準見積書)」を作成する努力義務が課されます。

「改訂版・標準見積書」って何?

職種・工事種別ごとの労務費・材料費・適正な施工に必要と認められる経費・その他諸経費を内訳として明示する見積書だよ。



「改訂版・標準見積書」を出せば 賃金・単価はあがるの?

「改正・第3次扱い手3法」は、賃金単価の引き上げや待遇改善に向けた大義名分と“お墨付き”を与える制度改革と言えるよ。“お墨付き”なだけあって、賃金や単価が自動的に上がるわけではないんだ。そして、実際に引き上げを実現するためには、正しい根拠に基づいた要求・請求が必要なんだ。「改訂版・標準見積書」の内容を理解して、正しく活用すれば、正しい根拠をもとにした要求・請求だから、必要な経費も賃金が受け取れるようになっていくよ。

労務費は請け負った工事に掛かる人件費の総額だよ。その金額は国交省が公共工事設計労務単価と標準的な歩掛を定めるので、それをもとに算出するよ。

適正な経費は『法定福利費、安全経費、建退共などの福利厚生費用など』で、請け負った工事で必要な金額を算出するよ。その他の経費とは別に記載するよ。

※歩掛とは(職種・工事種別ごとの
単位(m^2 ・ t など)あたりの作業量)

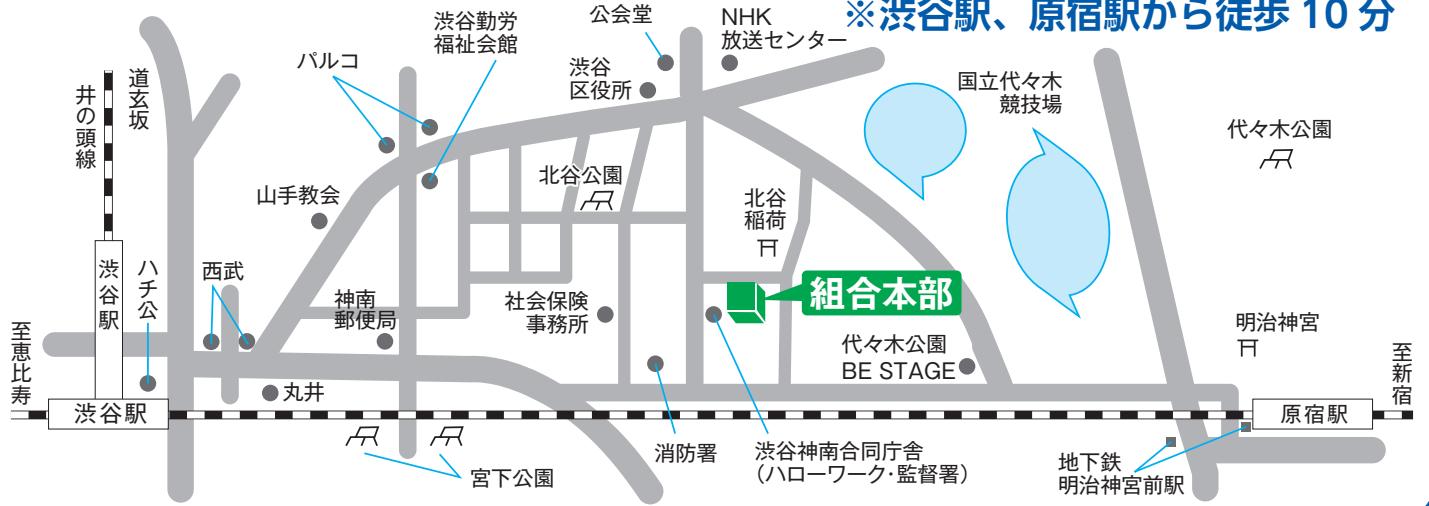


詳しくは、学習会で
確認してね!

セミナー会場案内図

【組合本部】 渋谷区神南1-3-10 TEL.03-3462-5331

※渋谷駅、原宿駅から徒歩 10 分



東京、神奈川、千葉、茨城、埼玉に広がる首都圏建設産業ユニオン

城北支部

TEL 03(3888)2595
FAX 03(3881)3496
〒120-0042
足立区千住龍田町12-11

東多摩支部

TEL 042(354)8055
FAX 042(354)8056
〒183-0005
府中市若松町2-3-28

神奈川支部

TEL 045(943)8941
FAX 045(943)8961
〒222-0035
横浜市港北区鳥山町1106-1

城南支部

TEL 03(3786)2233
FAX 03(3785)4756
〒142-0053
品川区中延4-7-3

多摩北支部

TEL 042(479)2260
FAX 042(479)2267
〒203-0033
東久留米市滝山7-23-17

千葉支部

TEL 047(311)2527
FAX 047(311)2528
〒270-2251
松戸市金ヶ作396-12

世田谷支部

TEL 03(3425)0881
FAX 03(3425)1809
〒154-0017
世田谷区世田谷3-6-10

多摩中央支部

TEL 042(563)2666
FAX 042(563)0140
〒207-0021
東大和市立野1-26-13

茨城支部

TEL 029(871)0219
FAX 029(871)0821
〒300-1252
つくば市高見原1-1-29

杉並支部

TEL 03(3396)7333
FAX 03(3397)1848
〒167-0041
杉並区善福寺1-15-24

多摩支部

TEL 042(625)2351
FAX 042(626)4055
〒192-0066
八王子市本町2-10

埼玉支部

TEL 048(465)5933
FAX 048(466)8647
〒351-0115
和光市新倉2-21-51

練馬支部

TEL 03(3925)0009
FAX 03(3925)0635
〒178-0063
練馬区東大泉5-38-20

本部

TEL 03(3462)5331
FAX 03(3462)5334
〒150-0041
渋谷区神南1-3-10



ホームページ
はこちら→

建設キャリアアップシステムの登録は建設ユニオンへ
就業規則・労務管理相談も建設ユニオンへ

建設ユニオン学習会 12月14日(日) 参加申込書

所属支部

組合加入

(どちらかに○印をつけて下さい)
している · していない

事業所名

役職等

参加者氏名

○必ず記入：該当する区分を○で囲んでください。

区分 法人 · 個人 · 一人親方

メールアドレス(未加入者のみ記入)

お申し込みは所属の支部へ申込書を持参・FAXまたは、

メールseminar@kensetu-union.comに上記項目を記載してお送りください。

・今回の学習会では扱い手3法の概要等は簡易的に行います。扱い手3法の内容や改正点のポイントなどは各支部・地区・分会の学習会等でご確認ください。

・参加者が少数(5名以下等)の場合、開催を中止することがありますので、予めご了承ください。



メール申込みQRコード